

あけぼの

第19号

平成27年7月16日発行

教委人権教育課

☎229-3253 FAX 229-3332

思いが出せる場所へ～障害者差別解消法から考える～

人を大切にするとはい、どのようなことだと思いますか。

私たち一人一人は、それぞれ感じ方も、考え方も、価値観も違いますよね。たとえば、「津市の人はみんなこう考えるだろう」と言われたら、「いやいや、そんなことはない。津市の人でも、みんな違うよ」と思いませんか？

ところが、「彼は、外国人だから日本語じゃ通じないだろう」とか、「彼女は、聴覚障がいがあるから、手話じゃないと通じないだろう」と言われると、「ああ、そうなんだ」と思ってしまう人



は少なくないのではないのでしょうか。彼は日本語が堪能かもしれないし、彼女は手話より口話の方が得意かもしれないのに。

相手に配慮しようとする気持ちは、とても大切なことです。でも、もしかしたら、その配慮は相手が望んでいることと違うかもしれません。「この人は〇〇だから、きっと、こうして欲しいんだろう」と相手の思いを聞くこともなく、自分の考えや経験で「何か」を「してあげる」。それでは、その人はあなたに大切にされていると感じられないかもしれません。

まず、どうしてほしいか、「相手の思いを聞くこと」、「自分の思いを相手に伝えること」。それが人を大切にすることにつながるのではないのでしょうか。今回の「あけぼの」では、平成28年4月に施行される障害者差別解消法を通して、そのことを考えてみたいと思います。

障害者差別解消法ってなに？

皆さんは、障害者差別解消法という法律を知っていますか。

正式な法律名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言い、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

この障害者差別解消法は、障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられることなく、お互いを尊重し安心して暮らせる共生社会の実現を目的としています。

障害者差別解消法において禁止される差別は「①不当な差別的取り扱い」そして「②合理的配慮を行わないこと」です。

「①不当な差別的取り扱い」とは、障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりするような行為をいいます。例えば、障がいを理由として、レストランの入店を断られたり、アパートを貸してくれ

なかつたりすることです。

「②合理的配慮を行わないこと」とは、障がいによって困った状況が生じた時、その困難な状況を解決するために必要なやり方や工夫を相手に伝えているのに、そのことが伝えられた側にとって過度な負担ではないにもかかわらず、そのことをしようとしなないことです。

私たち一人一人がまず、この障害者差別解消法の意味を理解し、行動していくことにより、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくる事が出来るのではないのでしょうか。

